

市議会議員の小学校教室無断侵入に関する調査特別委員会会議録 概要

1 招集年月日 令和6年4月19日

2 会議の事件は、次のとおりである。

1. 市議会議員の小学校教室無断侵入に関する確認について

2. 学校等の施設のセキュリティー管理について

開会 午前9時59分

○委員長（下村佳史） 皆さん、おはようございます。

今回の調査特別委員会、何かとお忙しい中、ご参会いただきましてありがとうございます。
この特別委員会が意義ある委員会になるよう、皆様も屈託ない意見をよろしく願います。

理事者挨拶。

副市長。

○副市長（堀本武史） 皆さん、おはようございます。

本日は、さきの定例議会におきまして設置されました市議会議員の小学校教室無断侵入に関する調査特別委員会の開催に当たり、早朝よりお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

学校施設における子供たちのプライバシーの保護や安心して学べる教育環境の整備のためのセキュリティーの確保などにつきまして、さらなる学校環境の充実の観点からも、慎重にご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（下村佳史） ありがとうございます。

ただいま出席委員が定足数に達していますので、第1回市議会議員の小学校教室無断侵入に関する調査特別委員会を開催いたします。

委員並びに理事者、傍聴にお越しの皆様をお願いいたします。携帯電話の電源は、お切りになるかマナーモードにしてください。また、傍聴規則第8条により、写真、録音が禁止されますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員、理事者におかれましては、発言の際はできるだけマイクに顔を近づけて明瞭にお願いいたします。

署名委員でございますが、私のほうから指名させていただいてご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（下村佳史） 異議ないようですので、上田井委員、中谷委員をお願いいたします。

それでは、去る3月27日の本会議におきまして、市議会議員の小学校教室無断侵入に関する

調査特別委員会が設置され、それを受けまして、本日、第1回の委員会を開催させていただきます。

それでは、本日の案件に入りたいと思います。

本日の案件については、お手元に配付しているとおり、1点目として、市議会議員の小学校教室無断侵入に関する確認について、2点目として、学校等の施設のセキュリティー管理についてを審議いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（下村佳史） 異議ないようですので、本日の委員会の日程についてはそのように決めます。

それでは、1点目の市議会議員の小学校教室無断侵入に関する確認についてでございます。

まず、本委員会の設置の契機となりました令和6年3月21日付文書について、教育委員会職員に朗読させます。

福森教育部長。

○教育部長（福森るり） それでは、お手元の資料にありますけれども、朗読をさせていただきます。

本文から失礼いたします。

眞鍋亜樹議員の学校施設への無断侵入について。

香芝市議会の皆様には、日頃から香芝市教育行政にご理解、ご協力を賜り、感謝申し上げます。

このたび、香芝市生涯学習課の事業である放課後子ども教室を開催していたところ、香芝市議会議員である眞鍋亜樹氏が許可なく教室へ侵入し、無断で参観が行われました。放課後子ども教室のスタッフ及び担当職員は、眞鍋亜樹議員の突然の参観に対し、参加事情が分からず、本人に対し尋ねたところ、見学すると一方的な回答でした。

学校への侵入は、建造物侵入罪に問われる可能性もあることから、学校長に確認したところ、校門付近で眞鍋亜樹議員と偶然に出会い、挨拶をしたところ、放課後子ども教室に参加する旨を伝えられたことから、事業のスタッフ等であるとは取り違えたということでした。また、生涯学習課には何ら連絡もなく、無許可による教室への侵入であったことの確認が取れています。

香芝市立学校においては、池田事件への学校無断侵入による子供殺傷事件の大惨事以降、関係者以外の校内侵入は厳格に対応しており、許可なく侵入する不法な建造物侵入の場合は、警察に通報することはもちろん、子供たちの安全に万全の対応を行っているところです。許可なく行政事務に関わることは、事務執行に支障を来すおそれがあることや、学校や子供たちに対しても不安を引き起こす可能性もあること、また子供たちのプライバシー保護の問題もあり、

保護者等への了解もなく、管理権限を持たない議員が学校施設に無断で侵入することは看過できる問題ではございません。

以上、この事情を鑑み、香芝市議会におかれましては、機関の構成員である議員諸公に対し、市立学校への入校及び校内で行われる事務について、管理者の許可なく侵入または関与することが二度と行われない旨の注意喚起を要請するものでございます。

以上です。

○委員長（下村佳史） ありがとうございます。

次に、眞鍋議員よりこの件に関する弁明書の提出がありましたので、事務局より報告させます。

奥田局長。

○議会事務局長（奥田恵士） 令和6年3月21日付、教育委員会、本市教育長発出の眞鍋亜樹議員の学校施設への無断侵入についての文書に対し、事実とはあまりにも異なる一方的な内容であり、教育委員会に対しては強く抗議し、本文書の取下げを求めているということで、令和6年4月17日付で眞鍋亜樹議員より、お手元に配付のとおり、弁明書の提出がありました。

既にご清覧いただいているかと存じますので、以上、私のほうからの報告とさせていただきます。

○委員長（下村佳史） ありがとうございます。

ただいまの報告に対しまして質問等お受けいたしたいと思います。

ございませんか。

小西委員。

○委員（小西高吉） おはようございます。よろしくお願いいたします。

眞鍋亜樹議員のほうから弁明書が出ております。それはもちろん教育部、教育委員会としてご覧いただいていると思うんですが、この事実と異なる点についてということでおっしゃっていただけますが、この点についての教育委員会の見解はいかがなんでしょうか。

○委員長（下村佳史） はい、福森教育部長。

○教育部長（福森るり） まず1点目でございますけれども、要点としまして、見学するとの一方的な回答であったというふうにある部分につきましては、当日、同席、その場におりました前まなび推進局長の津崎の報告によりますと、当時の津崎局長が放課後子ども教室の視察に行ったところ、教室に眞鍋議員が座っておられたので、驚いて質問したと。そうしましたところ、眞鍋議員のほうは、見学だけですと、SNSにも上げませんと発言されて、津崎のほうは、来られた経緯も分からないために、退席をしてほしいとは言えなかったという、そういうくだりがございます。そういったところで、質問したところ、見学だけですというふうにおっしゃ

ったというところをもって、この一方的な回答であるというふうにご報告させていただいたところでございます。

また、2点目の学校長に対面でお会いしというふうな欄がございまして、あくまでも校長の許可を得たというような弁明をなさっているわけでございますけれども、校長のほうに後日確認いたしましたところ、校長のほうは、最初、議員とは分からなかったと、眞鍋議員と偶然遭遇して、最初はどなたか分からなかったと。今日は、放課後子ども教室で、市長さんが来られるので、来ましたというふうにおっしゃったので、初め、スタッフと勘違いしたと。市長とお約束されたような言い方だったので、来ることは決まっていたのかなというふうに思った。決して、許可を出したという認識ではなかったというふうに校長のほうは申しておりました。

ちょっと長くなりますけど、各弁明のポイントについて引き続き説明させていただきます。

また、当日はスタッフに案内されてということで、スタッフは承知していたということでございます。ただ、スタッフ、その次のポイントとも重なってくるわけでございますけれども、一部のスタッフのみに事実をということでございます。確かに、私どもスタッフのほうに当時確認しているようでございます。眞鍋議員ご指摘のように全員に、当日6名のスタッフがおりましたけれども、全員に確認したわけではございません。ただ、一部のスタッフに確認したところ、来てくださいと、いつか見に来てくださいという、ぜひ見に来てくださいというような言い方をしていたけれども、忙しい立場の方なので、当日来られるかどうかは半信半疑であったというようなスタッフもおりましたので、スタッフ全員が共通して今日は眞鍋議員をお招きしているので来られますよというような認識を全員持っていたわけではなかったということが確認されております。

最後のポイントですけれども、当然、生涯学習課とも連携は取れているものだというふうに思っていたというふうに書かれておりますけれども、かねてより市議会議員の皆様には、学校に来られる際は教育委員会にお伝えくださいというふうに申し上げていたというところで、現に眞鍋議員から教育委員会へのお申出はなかったというところでございますので、事実と異なるというふうにおっしゃっておられますけれども、私どもの認識とも異なっているというところでございます。

以上です。

○委員長（下村佳史） はい、小西委員。

○委員（小西高吉） 弁明書に対しては、教育委員会としては逆に異なってるという認識だということで、この文書の取下げを求めているところですよというように眞鍋議員おっしゃってるんですけど、その点についてはもう教育委員会としてはどのようなお考えなのか、お聞かせいただけますか。

○委員長（下村佳史） 教育部長。

○教育部長（福森るり） 確かに、眞鍋議員のほうから訂正あるいは取下げということで求められる文書をいただいておりますけれども、私どものほうとしましては、そういったことには、訂正についても、あるいは取下げについても対応いたしかねますということで、これも文書でご回答させていただいております。昨日ご本人様に手渡しさせていただいております。

以上です。

○委員長（下村佳史） 中谷委員。

○委員（中谷一輝） よろしく申し上げます。

まず、ちょっと確認しておきたいのが、この放課後子ども教室の参観に関して、その許可を与える権限というのはまずどこにあるのでしょうか。

○委員長（下村佳史） 福森教育部長。

○教育部長（福森るり） これは生涯学習課、いわゆる教育委員会にあるというふうに考えてございます。

○委員長（下村佳史） 中谷委員。

○委員（中谷一輝） これを許可する権限は生涯学習課、教育委員会にあるということ。

じゃあ、このスタッフ今6名おられるということなんですけれども、これは市の職員、教育委員会の職員になるのでしょうか。

○委員長（下村佳史） 福森部長。

○教育部長（福森るり） 職員ということよりも、私どもから放課後子ども教室を運営するスタッフ、有償のボランティアというような位置づけでございまして、報酬は発生してございます。ただ、スタッフ自身にはそういった許可権限はないというふうな認識を持っております。

以上です。

○委員長（下村佳史） 中谷委員。

○委員（中谷一輝） 有償のボランティアということで、スタッフ自体には許可権限がないと。

この放課後子ども教室を行っているのが生涯学習課のほう、担当が生涯学習課なんで、例えば校長であつたり、そういうところにもまだ参観の許可の権限はないということよろしいですか。

○委員長（下村佳史） 福森部長。

○教育部長（福森るり） 放課後の事業でございまして、校長自身に参観の許可を出す権限はないというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（下村佳史） 中谷委員。

○委員（中谷一輝）　じゃあ、眞鍋議員のこの弁明書を見る限り、許可の権限者である教育委員会、生涯学習課のほうには参観の許可の申請等はなかったということで、眞鍋議員はこの許可権限がない人に確認や招待を受けたと言ってることで間違いないんでしょうか。

○委員長（下村佳史）　福森部長。

○教育部長（福森るり）　はい、委員おっしゃるとおりでございます。

　　以上です。

○委員長（下村佳史）　それでは、ほかにございませんか。

　　上田井委員。

○委員（上田井良二）　よろしく願いいたします。

　　これ実際、会を開かれた時間等は何時ぐらいで、子供たちは実際におられたんでしょうか。

○委員長（下村佳史）　はい、福森部長。

○教育部長（福森るり）　当日は、放課後子ども教室は15時から16時30分まで実施しております。前まなび推進局長が教室に到着いたしましたのは15時20分頃と。そのときには既に座っておられたということで、子供たちも当日は8名（後刻「7名」に訂正）参加してございました。

　　以上です。

○委員長（下村佳史）　上田井委員。

○委員（上田井良二）　ありがとうございます。

　　あと、この実際15時から16時開催されたんですけど、通常でしたら子供たちがおられるとき正門しっかり閉まっと思うんですけども、このときの状況ですね。正門等はちゃんと閉めておられたのか。そのあたり分かる範囲であつたら教えていただけますか。

○委員長（下村佳史）　福森部長。

○教育部長（福森るり）　放課後のことでしたので、入れる状態になってたというふうに確認しております。

　　すいません。先ほど参加児童8名と申しましたが、7名の間違いでございました。

　　以上です。

○委員長（下村佳史）　それでは、ほかに関問、質疑がないようですので、質問を打ち切ります。

　　それでは、2点目の学校等の施設のセキュリティー管理についてでございます。

　　当該事案が起きたことは甚だ遺憾ではございますが、今後の学校等の施設のセキュリティー管理対策について、いま一度確認し、方針の決定も必要と考えますが、現在までの学校侵入事案に対する対応方法について、教育部よりお答えいただきたいと思ひます。

　　福森部長。

○教育部長（福森るり） 現在までの学校侵入事案に対する対応方法についてご答弁申し上げます。

各学校におきましては、文科省から示されております学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル等に基づきまして、独自の不審者対応マニュアルを作成いたしております。また、このマニュアルに基づいて職員で訓練をするなどいたしております。

さらに、施設面におきましては、学校施設整備指針などを参考に、非常通報装置、さすまた、電気錠、カメラつきインターホン、防犯カメラの設置など、不審者の侵入防止や来訪者を確認できるような工夫等をハード面、ソフト面両面で安全対策を進めているところでございます。

また、今回の事案に関しましても、セキュリティや児童・生徒のプライバシー保護の観点から、かねてより議員の方々を含む外部の方々が学校訪問される際には、教育委員会の事務局にお知らせいただき、事務局も同行させていただくことになっていたものでございます。そういった工夫をしながらリスク管理に努めてまいったところでございます。

以上です。

○委員長（下村佳史） ただいまの説明に対して質問等お受けいたしたいと思います。

小西委員。

○委員（小西高吉） 池田の事件もあってから、全国的なお話で、セキュリティを強化されたと、施錠もかけるようになられたということで、してこられておりますが、実際こういう形で、本当の議員ですって言っても、やっぱり学校が知らない方も多い。先ほども議員という方、知らなかったということもありましたんで。そこからいうと、そういう嘘を言って入る可能性もあるというところからいくと、そこで学校側として突っぱねることができるのかどうかというところ辺もやっぱり教育委員会としてしっかり考えていただきたいとは思いますが、今までこういった事案ってあったんでしょうかね、議員さんが急に来て入るとかということって。そういう報告とかはないんですかね。

○委員長（下村佳史） はい、福森部長。

○教育部長（福森るり） 今、澤課長補佐にも確認しておりますけれども、記憶のある限りでは、そういった事案はなかったというふうに認識いたしております。

以上です。

○委員長（下村佳史） 小西委員。

○委員（小西高吉） 私も基本的には、学校へ行かせていただく前には、教育委員会にお願いして、いついつ行かせて、向こうとの調整もしていただきながら、自分の車で、向こうで教育委員会と待ち合わせしてとかというのが、逆に言うたら、本来そうすべきやと、それをするのが当然やと思ってたんですけど、こういう事案が出てしまったということなんですけど。こん

なんも含んだ中で、今後、教育委員会、学校側としても、どういうふうに対応していくのかというところが一番大事なところなのかなと思うんですが、その点の考え方をお知らせいただけますか。

○委員長（下村佳史） 福森部長。

○教育部長（福森るり） まず、前回、3月21日に市議会のほうに出させていただいた文にもございますように、やはり管理者の許可なく、こういった学校施設の中に入られる、あるいはその事業に関与されるといったようなことがないようにしていただくというのが最も重要なことであるというふうに考えてございます。そのことも踏まえまして、さらにこういったことが二度とないように、一段の何かチェック体制というものが必要になるのかなというふうな思いもございます。

以上です。

○委員長（下村佳史） それでは、ほかに質疑、質問ございませんか。

中谷委員。

○委員（中谷一輝） このセキュリティーのことなんですけれども、僕も学校に視察、見学させてもらうときは、やはり教育委員会に許可して、日時を指定していただいて、そこで全小学校、中学校を回らせていただいたこともあるんですけれども、議員だからといって、全員に私は議員ですということは認識されてるかどうかなんて分からない、ましてや子供たちなんて分からないわけですし、議員だから安全かといったら、そうでもない時代になってきておりますので、そこはしっかりとセキュリティーのほうをしていただきたいと考えているんですけれども。

まず、そのときに、ちょっともう一つ確認したいのは、当時の前局長のほうが現場におられて、退去命令を出さなかったんは、それは議員だから言いにくかったということもあるんでしょうか。

○委員長（下村佳史） 福森部長。

○教育部長（福森るり） 直ちに退去を命令しなかったことに対しては、これ校長も多分同じだと思うんですけれども、自分は知らないけれども、もしかしたら、ほかにきちとした手続が踏まれていたのかもしれないというようなことの確認がその場ではできなかったのも、恐らく直ちに退去していただきたいというようなことのお願いができなかったものと考えます。

以上です。

○委員長（下村佳史） 中谷委員。

○委員（中谷一輝） そうですね。そこで本来のような手続が取られている可能性があるということで、その辺も、今後もし同じような事案が起これば、本人も確認し、今回でしたら生涯

学習課のほうの職員にも確認して、すぐに、手続されていないのであれば、退去命令もしなければならぬと思います。

当然、セキュリティーもありますけれども、子供たちもやはり個人情報を持っていますし、プライバシーの権利というものはございますので、その辺を今後はどのように保護していくのかというのはどう考えておられるのでしょうか。

○委員長（下村佳史） 福森部長。

○教育部長（福森るり） 重ねて申し上げるようでございますけれども、やはり私どもとしましては必ず正式な手続を経て、私ども教育委員会の所管も同行して参加していただく、校内に入っているということの徹底をさせていただくことが最も重要であるというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（下村佳史） 中谷委員。

○委員（中谷一輝） 当然、我々のほうも、会いに、見に来てよって言われたからといって、一般の方にオープンにされてるような、例えば博物館であったり、そういうところであれば、突然顔を見に行っても対応はできるかなとは思いますが、こういった小学校とか関係者以外は立入禁止という、こういうところには我々もしっかりと許可を取って、日時を指定して、そういった対応しないといけないと感じてるところです。

今後の対策については、また方針というのは、しっかりとまとめたものを出していただけるのでしょうか。

○委員長（下村佳史） 福森部長。

○教育部長（福森るり） まず、教育委員会だけでなく、学校側のほうにも、3月8日の校長会で、こういったことが二度とないようにということで周知徹底をさせていただいてございます。もちろん、放課後子ども教室のスタッフの方々に対しても、無断でそういった自分たちの考えだけで外部の方を招き入れるといったことのないようにということについても、これはもう徹底させていただいております。

その中で、やはりこの新たな取組といたしましては、もう少し厳格なチェック体制というものを必要とするのかなというふうには思うわけでございますけれども、改めて私どもで今後のどういった対応ができるのかということに関しましては、少し時間をいただいて、まとめさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（下村佳史） ほかにございませんか。

上田井委員。

○委員（上田井良二） 弁明書等を拝見させていただいて、やっぱりいわゆる言った言わない、聞いた聞かなかったというのはあるかと思うんですけども、一番校長の中でも議員とは知らなかったっていう部分がちょっと怖いかなという、まだ議員であれば何か許可を得ておられるのかなという部分のちょっと引く、後ろに下がるような思いがあるんですけども、知らなかったというところでこういう対応を取られているというのは非常にしんどいかなというような感じもいたしますし、また先ほどもマニュアルを基にされてるっていうお話あるんですけども、どうもいたしますと、何もない状態、そういう学校で会議がない場合に誰かが侵入してきたというマニュアルの意識的なものがやっぱりきつ過ぎるんじゃないかなと。今回、ちょっと門戸を開いてる状態での侵入者に対する安全対策というのは、やっぱりそっちのほうが一応犯人とかに対しては入りやすいんじゃないかなという部分も考えられますし、ひいては、あつてはならないですけども、大きい催物、例えば運動会とか、そういうあたりに対してもしっかりと安全対策についてご検討いただけたらと思うんですが、そのあたりのお考えはどうでしょうか。

○委員長（下村佳史） 福森部長。

○教育部長（福森るり） ご指摘がございましたように、学校も子供たちがいる通常の学校時間のマニュアルというのは徹底しておりますけども、今回起きたように放課後も含めました来校者をどうチェックしていくのかというところについては確かに不十分な点もあったかというふうに考えてございます。そういう観点から、私どもとしましては、日中の通常の学校のある時間帯、そして放課後も含めた形で、このマニュアルというものを強化していくという必要があるというふうに認識してございます。

以上です。

○委員長（下村佳史） 議長。

○議長（川田 裕） ちょっと1点だけお聞きしたいんですが、まずこの弁明書を読む限り、悪意があったとは思えないんですけどもね。本人も分からずに行ったんだということだと思うんですが。ただ、議会として、1点、議員の権限というものについて、これは自治法にも明確に明記されているわけですから、議員だから、じゃあ何でもできるんだ、例えば今できる範囲としては、基本条例に定めています文書質問であるとか資料請求権、僕もいつもそれだけで調査してますけどもね。だから、本来、先ほどもお話が出てましたが、子供たちのプライバシーの件ももちろんございますのでね。そこに親でも、例えば離婚された方であれば、いわゆる夫婦間での合意がなければ、そういった方でも参観も認められないというのも事実でもありますのでね。やはり議員だから特別扱いをされるということは、それは本来あつてはならないことであるのかなと、このように思います。

今後の対応というのが一番大事になりますけれども、小西さんもPTAでかなり長いことそういったところでも取り組んでいただいています。私もPTAでやっていますが、口で言うより、かなり大変な作業が、やっぱり労力ありましてね。そういった積み重ねによって皆さんの今現在の安全な学校というのが築かれていると思いますので、そのあたりもう一度原点を振り返って、報告書のほう出されるんですか、それをまたまとめていただければなと、ちょっと意見をしておきます。

以上です。

○委員長（下村佳史） それでは、小西委員。

○委員（小西高吉） ハード面のところをちょっとだけ聞きたいんですけど、校門のところ、インターホン、あれはもう全て各学校カメラつきになってるんでしょうか。その点、以前も聞かせてもうた気もするんですけど。

それと、あと一つは、今授業参観で割とオープンスクールといって、その日の、この時間に来てくださっていくのが増えてきてますよね。現に、今日でもあるんですけど。そういうときって本当にオープンにされてると。ただ、名札をつけてくださいとはおっしゃってるんで、基本的につけては行かれると思うんですけど、つけてない人の場合どうされてるとかというのは。それは入れませんと言うのか、ちゃんと住所、氏名、クラス、子供の名前を書いてもうたら、臨時的なやつをお渡ししてするとかというのは徹底されてるのかどうかというの、その点、その2点お願いできますか。

○委員長（下村佳史） 福森部長。

○教育部長（福森るり） まず、カメラつきインターホンでございますけれども、基本的には全ての学校園に設置しているんです。ただ、唯一、関屋幼稚園だけは、職員室から必ず見えるので、校門が、カメラがないというふうに確認してございます。

そして、今おっしゃってましたように、時間を指定しない学校の参観日の設定ですけれども、おっしゃっていただきましたように、来訪者には、通常保護者には、保護者のこういうネームプレートがあるわけでございますけれども、その日に参観される方については、窓口のほうで、受付のほうで確認をして、臨時のネームタグをお渡ししてるということでございます。今回のようなことも含めまして、そういったことを徹底させていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（下村佳史） 小西委員。

○委員（小西高吉） 今のオープンスクールの形なんですけど、教室内へ入るときは受付のところを通るから分かると思うんですけど、グラウンドとかやったら入ってすぐ面してるんで、

校門で立っておられたら、まだしも、そこまでされてるのかなって、あまりそういうちょっと認識、僕、中学校でPTA会長やらせてもうたけど、そこまで徹底してたかなというのはちょっと不安な部分あるんで、その点も含んだ中で考えていただきたいと思います。お願いしておきます。

○委員長（下村佳史） それでは、ほかに質疑がないようですので、質問を打ち切ります。

これをもちまして本委員会を閉じたいと思いますが、次回の本委員会の開催については、日程調整等を行い、後日連絡させていただきます。

なお、本日確認させていただいた内容を次回以降の委員会においてお諮りしたいと考えております。

本委員会として、今後のセキュリティー対策等を含めた報告書案の作成について委員長一任とさせていただきたいと考えますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（下村佳史） ありがとうございます。

異議ないようですので、そのように決めます。

これをもちまして本委員会を閉じたいと思います。

理事者挨拶。

はい、堀本副市長。

○副市長（堀本武史） 一言お礼申し上げます。

特別委員会の開催に当たり、慎重にご審議をいただき、誠にありがとうございました。

いただきましたご意見、ご指摘を踏まえ、さらなる学校環境の安全対策について検討してまいりたいと考えてございます。本日はどうもありがとうございました。

○委員長（下村佳史） それでは、散会いたします。

閉議 午前10時37分

香芝市市議会議員の小学校教室無断侵入に関する調査特別委員会会議録 概要

1 招集年月日 令和6年6月20日

2 会議の事件は、次のとおりである。

1. 学校等の施設のセキュリティー管理について

開会 午後2時00分

○委員長（下村佳史） 皆さんこんにちは。

大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、早速始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

理事者挨拶。

はい、堀本副市長。

○副市長（堀本武史） 改めまして、皆さんこんにちは。

本日は、市議会議員の小学校教室無断侵入に関する調査特別委員会の開催に当たり、お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。

学校等の施設における環境整備やセキュリティー管理に関し、さらなる充実を図っていく観点からも、慎重にご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（下村佳史） ありがとうございます。

ただいま出席委員が定足数に達していますので、第2回市議会議員の小学校教室無断侵入に関する調査特別委員会を開催いたします。

委員並びに理事者、傍聴にお越しの皆様をお願い申し上げます。携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードにしてください。また、傍聴規則第8条により、写真、録音等が禁止されておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員、理事者におかれましては、発言の際はできるだけマイクに顔を近づけて明瞭にお願いいたします。

それでは、署名委員でございますが、私のほうから指名させていただいてご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（下村佳史） ご異議ないようですので、上田井委員、中谷委員をお願いいたします。

本日は、2回目の委員会を開催させていただきます。

それでは、本日の案件に入りたいと思います。

なお、香芝市教育委員会教育長より、令和6年3月21日付発出文書「眞鍋亜樹議員の学校施設への無断侵入について」の取下げ申出が6月13日に議長宛てにありましたので、報告いたし

ます。

したがいまして、市議会議員の小学校教室無断侵入に関する確認につきましては、案件から外させていただきます。

本日の案件につきましては、お手元に配付しておるとおり、学校等の施設のセキュリティー管理についてを審査いただきたいと思いますのですが、これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（下村佳史） ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

携帯の電源はお切り願いたいと思います。

それでは、学校等の施設のセキュリティー管理についてでございます。

今後の学校等の施設のセキュリティー管理対策について、福森教育部長よりお答えいただきたいと思います。

はい、福森教育部長。

○教育部長（福森るり） 失礼いたします。これまでの学校侵入事案に対する対応方法につきましては、今お手元でございます小・中学校の不審者対応マニュアルに沿って、各学校におきましては様々な取組を行っているところでございます。また、施設面につきましては、学校施設整備指針などを参考に、非常通報装置、さすまた、電気錠、カメラ付インターホン、防犯カメラの設置など、不審者の侵入防止や来訪者を確認できるような工夫等をハード面、ソフト面両面で設置し、安全対策を進めているところでございます。

また、今回の特別委員会のきっかけになりました事案に関しましても、セキュリティーや児童・生徒のプライバシーの保護の観点から、かねてより議員の方々を含む外部の方々が学校訪問される際には、教育委員会の事務局にお知らせをいただき、事務局も同行させていただくということになっておりましたけれども、明文化されたものがございませんでしたので、今回6月12日付で市議会議員の方々の学校施設等の訪問についてのお願いをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（下村佳史） ただいまの説明に対して質問等をお受けいたしたいと思います。

ございませんでしょうか。

中谷委員。

○委員（中谷一輝） よろしく申し上げます。

ここに提出されたこの不審者対応マニュアルなんですけれども、ここの質問をしていいんですね。

この一番最初の対応1、チェック、不審者かどうか判断というところで、これ見分けるのは

かなり厳しいと思うんですけれども、今関係者、PTAの方でしたらネームプレートっていうか、名札みたいなものを持ってはと思うんですけれども、それをぶら下げてるかどうかっていう確認というのは、現在はされてるんですかね。

○委員長（下村佳史） 福森教育部長。

○教育部長（福森るり） はい。学校来訪の際には、そういったネームプレート、こういったネームタグ、それをつけていただくようお願いをしております。日中に学校訪問される際には、カメラに向かってそれを提示していただくといったような工夫はお願いしているかと考えております。

○委員長（下村佳史） 中谷委員。

○委員（中谷一輝） 忘れられたとか、例えばこんなネームプレートっていても百均とかで購入できるものなんで、なかなかそれだけで不審者かどうかって判断は難しいと思うんですけれども、その辺、今後どのような形でチェックされていくんでしょうか。

○委員長（下村佳史） 福森部長。

○教育部長（福森るり） おっしゃるように、カメラを通してその方が、例えば学校に物品を搬入される事業者さんであるのか、保護者さんであるのか、あるいはそういった不審者の方であるのかといったようなことについては、一見するだけではなかなか判断が難しいかと思えます。

ただ、学校にいろいろな危害を加えようとして訪問される方に関しましては、かなり挙動についても恐らく落ち着かないであるとかといったようなことも考えられますので、そういう判断する目をしっかりと養うことも必要であろうかと思えますし、また仮にチェックが第1段階で漏れても、中に入ったときにどう対応するかといったこともしっかりと訓練などで大きな事件、事故に至らない工夫というのをしっかりと学校関係者と執り行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（下村佳史） 中谷委員。

○委員（中谷一輝） ありがとうございます。

一見、不審者かどうかでなかなか判断しにくいんで、それを全教職員の皆さんでしっかりとチェックしてもらいたいんですけれども、ここ最近、報道でもありました池田小学校の事件から23年ですかね、という報道もありましたんで、ああいう大きな事故に、事件につながらないように、保護者並びに教職員の方々がしっかり子供たちを守っていかないとはいけませんので、よろしくお願いいたします。

あと、子供たちにもプライバシーの権利はありますんで、最近でしたら携帯電話で写真、動

画等を簡単に取れるようになってきてますんで、プライバシーを守るというところではどのような対応を今後されていくんでしょうか。

○委員長（下村佳史） 福森部長。

○教育部長（福森るり） 例えば、下校途中に携帯電話を向けられたといったようなところで、子供たちが学校に知らせて不審者を警察に通報するといったようなことも、これまで行われてきております。子供たちが危険を察知する能力といったようなものもしっかりと高めていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（下村佳史） それでは、ほかに質疑ございませんか。

はい、小西委員。

○委員（小西高吉） 前回のときに質疑もさせていただいているんですけど、オープンスクール、授業参観等ですよね、基本的に門が開いている状態で確認というのはどのようにされているのか、実際できるのかどうか、その点、お聞かせいただけますか。

○委員長（下村佳史） 福森部長。

○教育部長（福森るり） 前回、そのようにご質問いただいたということは承知いたしております、確かに校門が開いていて、地域の方がぜひ子供たちの姿を見ていただけるような、そういう日に関しましては、本当にお一人お一人がそういう悪意を持った方かどうかというの判断は、大変難しいというふうに考えております。例えば、来訪者の名簿などを書いていただく際に、仮にそこをスルーされたとしても、例えば校内をしっかりと巡視して、そういう不審な動きがある方がないかどうかということについては、そういうオープンスクールの際には、担当者を決めて不審者対策というのをやっていくことによって、大きな事故につながることをないように工夫をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（下村佳史） 小西委員。

○委員（小西高吉） コロナ禍のときは、何人までとか制限をかけたり、もしくは名簿、誰が来られるかっていうのを上げていただいたとかということも実際あったと思うんですけど、何かちょっと入り口、入ってからでは遅いと思いますので、そこら辺は考えていただいたほうがいいのかなと。正直、本当に保護者なのかどうなのかって、判断は多分無理だと思うんで、その点は何か方法を考えていただいたらと思うんですが、その点、いかがですか。

○委員長（下村佳史） 福森部長。

○教育部長（福森るり） オープンスクールということで、地域の方々が学校の教育活動に参加できる日を設けるというのは、国としてもその方向性を持っておりますので、確かにお一人

お一人を嚴重な、例えばボディチェックをするとか、そういったことはなかなか物理的に難しいこともございますので、しっかりとパトロールをしまして、そういった不審な動きがないかどうかというのをしっかりと警備する、警らするといったようなことで対応していく必要があると思います。

また、全国的にも様々な事例がございますでしょうから、そういった好事例をしっかりと研究いたしまして、香芝市でそういったことが決して起こらないような、そういう体制づくりを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（下村佳史） 小西委員。

○委員（小西高吉） 最低でも校門のところには先生が立っていただいて、抑制を兼ねて立っていただくというのは、絶対条件だと思います。

それと、オープンスクールもある程度時間を区切るほうがいいのかなと。朝から、1時間目から6時間目までいつでもいいですよとかという、ちょっと幅広くなると先生方の負担も大きいし、そこら辺もちょっと検討する時期なのかなと思いますんで、ぜひお願いしておきます。

以上です。

○委員長（下村佳史） ほかにございませんか。

はい、上田井委員。

○委員（上田井良二） よろしくをお願いします。

今回、このマニュアル等を見させていただいたんですが、たしか学校ごとに何か作っておられるということだったんですけれども、これが一つは抜けがないのかという部分も考えられるわけですが、学校に特徴はあると思うんですけれども。そのあたり、市1本でこう何かやられるということは、お考えとかはないんでしょうか。

○委員長（下村佳史） 福森部長。

○教育部長（福森るり） お手元に配らせていただいております不審者対応マニュアルにつきましては、あくまでもひな形といいますか、好事例として今既に各小・中学校が作っております不審者対応マニュアルのベーシックなものを今お手元に配らせていただいております。今おっしゃってますように、各学校におきましては施設の形状ですとかどこの場所にあるかといったことは、それぞれ異なるわけでございますので、それぞれの学校に合ったマニュアルというのは、さらにきめ細やかに作る必要があるというふうに考えております。

そして、その学校に合った形で訓練を行って、いざというときに本当に動けるマニュアルなのかどうかという検証をこれ毎年行っているというふうに聞いてございます。その中で微調整をしたり、特に夏休みなどにしっかり時間をかけて、先生が不審者役になって、入ってこれる

かどうかといったような臨場感のある訓練もしてるというふうに聞いてございますので、学校によりましては。そういった事例を共有いたしまして、全ての学校がこのマニュアルをしっかりと精査して、生きたものになるように工夫を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（下村佳史） 上田井委員。

○委員（上田井良二） ありがとうございます。

あとは、この不審者対応マニュアルについても、パターンの的にオープン的なもの、例えばさつきもあったように授業参観とか運動会とか、はなから開いてる場合の対応の部分と普通に授業をされてる、門戸が閉まってる部分の場合の侵入者による対応、そのあたりも違いがこう出てくると思うんですよ。不審物の有無の確認とか見回りとか、そのあたりも含めて必要だと思うんですけども、そのあたりについてのお考えはどんな感じでしょうか。

○委員長（下村佳史） 福森部長。

○教育部長（福森るり） 今ご指摘いただいたとおりかと思います。

ここにありますのは、まず平日の授業があるときに主に使う不審者対応マニュアルでございまして、先ほど小西委員からもご指摘ありましたように、オープンで学校が地域に開かれてるようなときには、どういうリスクがあるのかといったようなことは、しっかりと各学校、それぞれの学校に合った形でリスク管理をするという意識を持つことがまず重要かと思いますので、そういった指導は教育委員会のほうから各校に下ろしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（下村佳史） 上田井委員。

○委員（上田井良二） ありがとうございます。

あと、今回の侵入に関する調査特別委員会が開催されましたけれども、一番怖いのは風化というんですかね、どんどんどん日にちがたっていくと、まあ大丈夫やろうという形で、ややもしましたら授業中でも門が開いてあったりする場合もあるかと思います。そういうときを狙って不審者の方は来られます。特に、見るからに、誰もがこの人ちょっとおかしいよねという場合だったら問題はないかと思うんですけれども、問題はないと言うたらちょっと語弊がありますけれども、全く分からない、この人大丈夫やろうねっていう方に対してどういうふうに対応していくかということも風化させないということが大事かなと思いますんで、そのあたりもししっかりと捉えていただいて、適応していただきますようお願いだけします。回答は結構です。よろしくお願いします。

○委員長（下村佳史） それでは、ほかにないですか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（下村佳史） それでは、ほかに質疑がないようですので、質問を打ち切ります。

続きまして、市の施設のセキュリティー管理対策について、藤井管財課長よりお答えいただきたいと思います。

藤井課長。

○管財課長（藤井妙子） 失礼いたします。庁舎内における不審者、不審物の対応についてご説明申し上げます。

庁舎管理につきましては、庁舎管理規則により実施しているところでございますが、開庁時間において不審者及び不審物が確認された場合を想定して、平成28年3月に作成したマニュアルがございます。作成しました当時と組織編制が異なっておりますので、見直しが必要かと考えておりますが、不審者が確認されたときは警察署への通報、安全の確保、負傷者の救護などの対応を行うこととしております。閉庁時におきましては、地下通用口以外の出入口は閉鎖し、通用口において委託事業者の警備員が入庁者の管理を行っております。

また、1階には各出入口を撮影範囲とした防犯カメラを5台設置しており、異常があった際には録画画像の確認を行っております。

マニュアル等の改定も含め、安全・安心な庁舎の維持確保に努め、庁舎管理を実施していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（下村佳史） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して質問等お受けいたしたいと思いますが、ございませんでしょうか。

小西委員。

○委員（小西高吉） これただいま頂いている分からは、全然改定はされてないという認識になるんですか。

○委員長（下村佳史） 藤井課長。

○管財課長（藤井妙子） はい。お見込みのとおりでございます。

○委員長（下村佳史） 小西委員。

○委員（小西高吉） この点は、副市長にお聞きしたいんですが、この改正、改定はいつされるんですか、これ平成28年ですから、相当前ですよ。その予定というか。

○委員長（下村佳史） 堀本副市長。

○副市長（堀本武史） 早急にしていまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（下村佳史） 小西委員。

○委員（小西高吉） この6月議会、24日から始まるんですけど、その6月議会の間には提出できるような状況にもっていけますか。

○委員長（下村佳史） 堀本副市長。

○副市長（堀本武史） ベースとなるところのフローでありましたり、そういったところはおおむね現在も活用できると考えてございますので、組織名とか、そういうところは早急に修正して、また議会のほうに上げさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（下村佳史） ほかにございませんでしょうか。

はい、中谷委員。

○委員（中谷一輝） 過去にこの庁舎において、こういった不審者の対応マニュアルに沿って何かあったってということってあるんですかね。

○委員長（下村佳史） 藤井課長。

○管財課長（藤井妙子） お答えいたします。

こういった対応を取るほどの事案というのは発生しておりませんが、庁舎内で少し来られた方が何か対応が必要だということで職員が個別にお話を伺うなどの対応を取ったことはあるというふうに聞いております。

以上です。

○委員長（下村佳史） 中谷委員。

○委員（中谷一輝） ないにこしたことはないんですけども、今までそういった大きいことがないから、やはり職員の方も気の緩みというのはかなり出てくると思いますんで、特に1階なんかでしたら市民の方が大勢来庁されますので、そちらのほうに危害が加わらないように、職員全員がこの対応マニュアルというものを把握しているのでしょうか。

○委員長（下村佳史） 藤井課長。

○管財課長（藤井妙子） お答え申し上げます。

こちらのマニュアルにつきましては、28年3月に作成した当時、各課のほうには配布をしております。

以上です。

○委員長（下村佳史） 中谷委員。

○委員（中谷一輝） これを作って、早急に見直してもらって新しく作ったとしても、各課に配布するだけで、全員がそれを確認するのかどうかというところまでしっかりチェックしてもらわないと作る意味もないですし、本当に今までそういう大きいことがないと、僕も含めてそうなんですけれども、危機感というのがやはり薄れていくと思います。ここで、今回こういっ

たことで、いい機会と言ったら駄目なんですけれども、もう一度、職員、教職員も踏まえて、庁舎の職員も踏まえて、全員がこのマニュアルを見直して、しっかりと何かあったときにすぐに対応できるようによろしくお願いいたします。

○委員長（下村佳史） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（下村佳史） それでは、ほかに質疑がないようですので、質問を打ち切ります。

ここでお諮りいたします。

本特別委員会については、今回の審査をもって調査を終了し、本特別委員会を消滅することに決したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（下村佳史） ご異議がないようでございますので、調査を終了し、市議会議員の小学校教室無断侵入に関する調査特別委員会を消滅することに決します。

これをもちまして本委員会を閉じたいと思いますが、本日の審査の概要について、後日、本会議におきまして委員会を代表いたしまして報告させていただきます。

理事者挨拶。

堀本副市長。

○副市長（堀本武史） 一言お礼申し上げます。

特別委員会の開催に当たり、慎重にご審議をいただき、誠にありがとうございました。

いただきましたご意見やご指摘を踏まえ、学校施設及び市の施設につきまして、セキュリティ管理や安全対策に関し、さらなる充実、改善、見直し等も含めまして行ってまいりたいと考えてございます。本日はありがとうございました。

○委員長（下村佳史） それでは、本日はこれをもちまして本委員会を閉じたいと思います。皆様、大変お疲れさまでした。

散会いたします。

閉議 午後2時27分

香芝市市議会議員の小学校教室無断侵入に関する調査特別委員会会議録 概要

1 招集年月日 令和7年1月27日

2 会議の事件は、次のとおりである。

1. 市議会議員の小学校教室無断侵入に関する確認について

2. 市議会議員の小学校教室無断侵入に関する調査特別委員会の消滅について

開会 午後1時55分

○委員長（下村佳史） 委員の皆様方には、公私何かとお忙しい中、第3回市議会議員の小学校教室無断侵入に関する調査特別委員会にご出席いただきましてありがとうございます。また、市内ではインフルエンザが猛威を振るっております。体には十分注意していただきたいと思います。

それでは、ただいまから始めたいと思います。

ただいま出席委員が定足数に達しておりますので、第3回市議会議員の小学校教室無断侵入に関する調査特別委員会を開催いたします。

委員並びに理事者、傍聴にお越しの皆様をお願い申し上げます。携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードにしてください。また、傍聴規則第8条により写真、録音等が禁止されていますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員、理事者におかれましては、発言の際はできるだけマイクに顔を近づけて明瞭にお願いいたします。

署名委員でございますが、私のほうから指名させていただいてご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（下村佳史） ご異議ないようですので、上田井委員、中谷委員をお願いいたします。

本日は、第3回目の委員会を開催させていただきます。

それでは、調査に入る前に、委員の皆様には本日の委員会開催の目的をお伝えいたします。

本委員会は、第1回から第2回にかけて調査事項について慎重に調査を行い、調査結果について令和6年6月24日の本会議において委員長報告を行いました。調査事項の一つである市議会議員の小学校無断侵入に関することについては、その原因となった教育委員会の文書の取下げ申出が同年6月13日付で議長宛てにあったことから、第2回の案件から外して調査を打ち切りました。そして、報告を行わなかったところ、取下げ理由を明らかにすべきとの指摘があり、本委員会の消滅については否決されました。そのため、教育委員会の文書の取下げ理由についての確認を行うため、本日委員会を開催いたしました。

そのため、本日はまず理事者より取下げを行った理由の説明を行っていただいた後、委員から確認を行っていただき、その後本委員会の消滅についてをお諮りしたいと考えております。

本日の会議の案件はご説明したとおり進めたいと思いますが、ただいま説明したとおりでご異議ございませんでしょうか。

中谷委員。

○委員（中谷一輝） すいません。

我々は、前回で調査終了という形で委員会としては消滅をしたわけなんですけれども、案件がなければ委員会は開けないわけです。今委員長が今回の案件について説明されましたけど、それはこの案件でこの委員会が開催できるっていうところはどこで確認したらいいですか。そこは、もう確認して開けるっていうことなんですよ。

○委員長（下村佳史） 今回の議案の案件につきまして、全国市議会議長会の事務局に確認しましたところ、開ける、そして問題ないということを確認しておりますので開催させていただきました。

中谷委員。

○委員（中谷一輝） もう一度説明をお願いします。今説明がよく分からなくて。

○委員長（下村佳史） 今回の委員会を開くに当たりまして、先ほども説明いたしましたけれども、市議会議員の小学校の無断侵入についてに関することについての文書取下げの理由が明らかになっていなかった。明らかにすべきだという本会議での指摘がありましたので、もう一度確認の理由と、そして本会議で消滅しなかったのも……。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 01 分 休憩

午後 2 時 02 分 再開

○委員長（下村佳史） 休憩を解いて再開いたします。

中谷委員の質問ですが、1 つは取下げ理由を明らかにすべきということと、そして本会議で消滅について否決されたということを全国市議会議長会の事務局に確認を取りましたところ、その案件で再開できるということが確認できています。

ほかにございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（下村佳史） それでは、ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

それではまず、福森教育部長から取下げを行った理由について説明を求めることにいたします。

福森部長。

○教育部長（福森るり） 取下げを行った理由の説明ということでご答弁申し上げます。

既に委員長から各委員の皆様方に対して取下げの申出をした際の文書の写しがお手元に配られているとは思いますが、取下げ理由については記載のとおりなのですけれども、今回の件につきましては、議員の個人的な行為であって市議会議員全体に対して注意喚起を要請することは適切ではないというふうに判断させていただいたため取下げをいたしました。

以上です。

○委員長（下村佳史） ただいまの説明に対して、質問をお受けいたします。

ございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（下村佳史） それでは、確認事項でございますので、なければ質問を打ち切ります。

福森教育部長。

○教育部長（福森るり） 今回この特別委員会が立ち上がるきっかけとなった事案に関しましては、教育委員会として改めて弁護士を交えて法的な評価を行ってございます。教育委員会の認識にも一部誤りがあったということで、当該議員に対しましては直接教育長からお詫びをさせていただいているところでございます。

○委員長（下村佳史） 以上で、教育委員会の文書の取下げ理由についての確認を終了し、1つ目の案件を終了いたします。

次に、市議会議員の小学校教室無断侵入に関する調査特別委員会の消滅についてでございます。

本特別委員会については、今回の調査をもって終了し、本特別委員会を消滅することに決したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後2時06分 休憩

午後2時42分 再開

○委員長（下村佳史） 休憩を解いて再開いたします。

先ほど福森教育部長より最後の発言について取り消したい旨の報告がありましたので、皆様にお諮りいたします。

この申出を許可することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（下村佳史） 異議がないようでございますので、福森教育部長からの発言の取消しを許可することに決しました。

それでは、次に市議会議員の小学校教室無断侵入に関する調査特別委員会の消滅についてでございます。

本特別委員会については、今回の調査をもって終了し、本特別委員会を消滅することに決したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（下村佳史） 異議ないようでございますので、調査を終了し、市議会議員の小学校教室無断侵入に関する調査特別委員会を消滅することに決します。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

香芝市議会会議規則第104条に基づく委員会報告書及び香芝市議会会議規則第40条に基づく委員長報告については、委員長に一任いただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（下村佳史） ご異議のないようでございますので、そのように決します。

それでは、これをもちまして本委員会を閉じたいと思いますが、本日の調査の概要について、後日、本会議におきまして委員会を代表いたしまして報告させていただきます。

それでは、本日はこれをもちまして本委員会を閉じたいと思いますので、皆様、大変お疲れさまでした。

散会いたします。

閉議 午後2時45分

香芝市市議会議員の小学校教室無断侵入に関する調査特別委員会会議録 概要

- 1 招集年月日 令和7年2月21日
- 2 会議の事件は、次のとおりである。

1. 発言取消し申出における認識の齟齬の確認について

開会 午前9時04分

○委員長（下村佳史） 皆さん、おはようございます。

会期中であります、公私とも何かとお忙しい中、早朝より特別委員会に出席いただきましてありがとうございます。

それでは、早速特別委員会を開催いたします。

ただいま出席委員が定足数に達しておりますので、第4回市議会議員の小学校教室無断侵入に関する調査特別委員会を開催いたします。

委員並びに傍聴にお越しの皆様をお願い申し上げます。携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードにしてください。また、傍聴規則第8条により、写真、録音等が禁止されてますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員におかれましては、発言の際はできるだけマイクに顔を近づけて明瞭にお願いいたします。

署名委員でございますが、私のほうから指名させていただいてご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（下村佳史） ご異議ないようですので、上田井委員、中谷委員をお願いいたします。

ただいまより第4回目の委員会を開催させていただきます。

第3回の委員会において、本委員会の消滅について可決いたしました、福森教育部長より令和7年1月27日開催の第3回目の本委員会における発言の取消し申出があったとされたことに関しての撤回の要請書の提出が同年2月13日付であったことから、本日開催させていただきました。

なお、全国市議会議長会から、会期中であれば本日の案件について開催することが可能との見解が示されていることを報告いたします。

そこで、本日はその撤回要請書の内容をご確認いただき、1月27日の発言取消し申出における福森教育部長と本委員会の委員との間の認識の齟齬についての確認を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

中谷委員。

○委員（中谷一輝） 前回のこの委員会で、この委員会としては消滅したわけです。全国市議

会議長会は会期中であつたら開催できるということですが、この委員会としてはもう消滅してるわけですから、何を審議することがあるんですか、確認することがあるんですか。

○委員長（下村佳史） 1月27日の第3回の本会議における発言の取消し申出があつたとされたことに関して、撤回の要請書の提出が2月13日付であつたということから本日の開催をさせていただきますと……。

中谷委員。

○委員（中谷一輝） いや、前回でもう消滅で採決を採ってるわけじゃないですか。全国市議会会議長会で確認したってどういう確認の仕方をしたんかが分からないですけれども、委員会としては消滅してるものをまた開くっていうのはもうおかしいと思うんですけど。

○委員長（下村佳史） 委員長の権限で今回開催させていただきますので、そのことについても全国市議会会議長のほうで確認しましたら可能だということで見解を示していただきました。

中谷委員。

○委員（中谷一輝） 委員長の権限で消滅してるものを再開できるんですか。

○委員長（下村佳史） できるという見解が示されたので。

ほかにございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（下村佳史） 異議がないようでございますので、そのように決したいと思います。

もう一度確認しますが……。

暫時休憩いたします。

午前9時09分 休憩

午前9時10分 再開

○委員長（下村佳史） 休憩を解いて再開いたします。

先ほどの説明に補足させていただきますが、委員会では消滅と決しましたが、本会議で最終的に消滅の承認をいただくまではまだ消滅されてないということの全国市議会会議長会の見解ということを補足説明させていただきます。ですので、この委員会を開くには委員長の権限で開くことができるということで今回開かせていただきました。

改めて、その撤回要請書の内容をご確認いただき、1月27日の発言取消し申出における福森教育部長と本委員会の委員との間に意識の齟齬についての確認を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

暫時休憩いたします。

午前9時12分 休憩

午前9時17分 再開

○委員長（下村佳史） 休憩を解いて再開いたします。

先ほどの福森教育部長からの撤回要請書を皆さんのお手元にお配りさせていただきました。

それでは、改めてお聞きします。

齟齬についての確認を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（下村佳史） 異議なしのお声がありましたので、そのように進めさせていただきます。

それではまず、2月13日付で提出のありました発言取消し申出があったとされたことに関する撤回要請の内容の確認を行います。

お手元に配付の撤回要請書をご覧ください。

私のほうからその内容について報告いたします。

令和7年1月27日の市議会議員の小学校教室無断侵入に関する調査特別委員会において、私より最後の発言について発言取消しの申出があったとして、同委員会において申出が可決された私の発言が取り消されました。委員からは、委員会への謝罪は求めておらず、委員会における謝罪の発言は不要であるとのお話をいただきましたが、委員会における私の今回の特別委員会の設置という事態を招いたことについては、事務局といたしましては大変申し訳なく思っております。この場をお借りしておわび申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした、という発言は自発的なものであり、取消しを求めることはありません。

委員会の休憩中に別室において、委員の皆様にはそのようにご理解いただき、承諾に至ったものと認識しておりましたが、再開された委員会において、委員長より私からの発言取消しの申出があったとして委員会が進み、私の発言取消しの修正ができなかったものでございます。

このようなことから、委員の皆様と私の間に認識の齟齬による私の意図しない発言取消し申出があったとされたことに関しての撤回を求めるものです、とのことでありました。

以上が撤回要請書の内容でございます。

次に、発言取消し申出における委員の皆様の認識を確認したいと思います。

私といたしましては、委員からは、委員会への謝罪は求めておらず、謝罪の発言は不要であるとの話に同意し、委員会の休憩中に別室において福森教育部長より発言取消しの申出をされたとの認識の下、再開後の委員会でお諮りいたしましたが、委員の皆様の認識としてもそれに相違ございませんでしょうか。

暫時休憩します。

午前9時21分 休憩

午前9時21分 再開

○委員長（下村佳史） 休憩を解いて再開いたします。

それでは、言葉足らずで申し訳ございませんでした。

委員の皆様の認識としてもそれに相違ございませんでしょうか。

相違ないということで、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（下村佳史） 異議ないようでございますので、そのように決めます。ありがとうございます。

一方で、お手元に配付の撤回要請書のとおり、福森教育部長には発言取消しの意見はなく、発言取消し申出の撤回を求めていることから、発言取消し申出の手続において福森教育部長と委員の間に認識の齟齬があったと考えます。

このように、発言取消し申出の手続において福森教育部長と委員の間に認識の齟齬がありましたが、1月27日の発言取消しの申出の撤回はできないことから、発言取消しされた福森教育部長の発言について私がここで朗読したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（下村佳史） 異議はないということでございますので、そのように決めます。

それでは、1月27日開催の本委員会の最後に福森教育部長が発言し、取消しされた箇所について、私のほうから朗読させていただきます。

今回の特別委員会の設置という事態を招いたことについては、事務局といたしましては大変申し訳なく思っております。この場をお借りしておわび申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。

以上でございます。

ここでお諮りいたします。

本特別委員会については、今回の審査をもって調査を終了し、本特別委員会を消滅することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

暫時休憩いたします。

午前9時24分 休憩

午前9時43分 再開

○委員長（下村佳史） 休憩を解いて再開いたします。

先ほど、本特別委員会については今回の審査をもって調査を終了し、本特別委員会を消滅することに決したいと思いますが、ご異議ございませんかという言葉が発しましたが、これについては、申し訳ございません、撤回させていただきます。

改めまして、先ほどの、今回の特別委員会の設置という事態を招いたことについては、事務局といたしましては大変申し訳なく思っております。この場をお借りしておわび申し上げたいと思います。申し訳ございませんでしたという福森教育部長からの発言の取消し箇所がございました。

以上でございます。

以上で本日の日程は終了いたしました。

改めてお諮りいたします。

香芝市議会会議規則第104条に基づく委員会報告書及び第40条に基づく委員長報告については、本日の確認した点も合わせまして委員長に一任させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（下村佳史） ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

それでは、これをもちまして本委員会を閉じたいと思いますが、本日の調査の概要について、後日、本会議におきまして委員会を代表いたしまして報告させていただきます。

それでは、本日はこれをもちまして本委員会を閉じたいと思います。

委員の皆様方には、いろいろご迷惑をおかけいたしまして申し訳ございませんでした。大変お疲れさまでした。

散会いたします。

閉議 午前9時45分